

11 骨子案(山梨県婦人保護施設の設備及び運営に関する条例(仮称))

関係省令	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14年厚生労働省令第49号)
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

基準	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	県の考え方
	趣旨 (第1条)	(非常災害対策)
参	基本方針 (第2条)	・本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。
参	最低基準と婦人保護施設 (第3条)	
参	構造設備の一般原則 (第4条)	
参	非常災害対策 (第5条)	① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。
参	苦情への対応 (第6条)	② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
参	帳簿の整備 (第7条)	③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。
従	職員 (第8条)	・施設利用者の人権尊重の徹底を図ること、施設利用者への虐待防止の徹底を図ること及びこれらに対する施設職員の資質向上のための研修機会の確保を図ることが極めて重要であるとの認識から、本県独自の規定として「人権擁護、虐待防止等」についての規定を設ける。
従	施設長の資格要件(第9条)	
従・参	設備の基準 (第10条)	
参	居室の入所人員 (第11条)	・その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから条例どおりの基準を規定する。
参	自立の支援等 (第12条)	
参	給食 (第13条)	
参	保健衛生 (第14条)	
参	給付金として支払を受けた金銭の管理 (第14条の2)	
参	関係機関との連携 (第15条)	